

【研究ノート】

専門職としての法曹養成の経緯と現代的課題
-日弁連の「市民のための法曹」への取り組みから-

種村 文孝

Current Issues of Legal Training as a Profession;
From Efforts to “Legal for the Citizens” of Japan Federation of Bar
Associations

TANEMURA, Fumitaka

1. はじめに

本稿は、専門職としての法曹¹のあり方と法曹養成制度について、全国規模の職能団体である日本弁護士連合会（以下、日弁連）がどのようにとらえ、何を問題視し、どう変えようとしてきたのかを、1990年からの司法改革の中で出された提言をもとに明らかにするものである。日弁連は、司法が市民から離れたものとなってしまう状況に対する危機感から、司法改革を強く推進してきた。それは、司法業界の内部からの自己改革の試みとも見ることができよう。

一般社会に生きる私たち市民にとって、司法の世界は身近な存在とはいいがたいものがある。それは、裁判や事件がどこか「他人事」として、あるいはテレビやマスコミの中の出来事として、とらえられる傾向にあるためであろう。一般市民の多くは、争いごとや事件には関わりたくはないと考え、何か問題があった時に法的手段に訴えるより、なるべく穏便に事を済ませようとしがちである。私たち市民の司法との距離感には、このような行動傾向も関わっているのではないだろうか。

とはいえ日常生活の中で私たち市民は実際、例えば痴漢などの冤罪事件のように、いつ事件に巻き込まれるかはわからない状況にあり、決して「他人事」として無関心なままではいえない。また、企業が劣悪な労働環境で働かせて労働者から搾取することや、麻薬や売春などの不法行為に若者が巻き込まれることに対して、「泣き寝入り」をするのが適切な問題解決であるはずがなく、司法の力を必要とするのは自明のことである。しかし、実際の場面においては、どの弁護士に相談したらよいのか、裁判をしたらどうなるのか、解決のための費用はどれくらいかかるのかなど、その実際についてはほとんど知られていないのではないだろうか。このように、法曹が市民から遠い存在となってしまうのが現状なのである。

従来から日弁連の内部でも、市民と司法の距離が離れ、法曹が市民の生活や権利を擁護する存在として信頼されているとは言えない状況に対して危機感が共有され、それに対応する方向で、司法改革が進められてきた。その司法改革の内容は多岐にわたる。例えば、法科大学院の開校、司法試験の見直し、弁護士会の会則の整備、弁護士法の改正、裁判員制度の導入などである。これらは、1990年に日弁連が決議した「司法改革に関する宣言」に始まったものであり、市民に身近な司法を目指す理念の下に進められてきたものである。とはいえ、専門職としての法曹が、人々の日常的な問題を解決しうる存在として社会にいかに関与づけられ、受け入れられているかは、司法業界内部だけではなく、一般市民にとっても、関心をもち考えなければならない問題であると考ええる。言い換えれば、法曹が専門家として、「市民にとっての法とは何か」「権利の擁護や問題解決に市民が法をどのように活用できるか」などの現代的課題に、市民とともにどこまで取り組み得るかは、法治国家を形成する市民の法的リテラシーと市民性をいかに形成できるかという生涯教育学的な問いに大きく関わるものなのである。法に関わる問題を専門家に任せるだけではなく、市民自ら主体的に関わり、専門家としての法曹の力を活用していく必要があり、市民の力になりうる法曹のあり方を問う必要があると考える。

このような問題意識から、本稿では、一連の司法改革の中でも、特に専門職としての法曹のあり方と法曹養成制度に着目し、日弁連が改革で何を目指していたのかを整理していくこととする。

2. 司法をめぐる現状と問題点

日本の司法をめぐる現状の問題点について、2005年に日弁連司法改革実現本部が刊行した『司法改革―市民のための司法をめざして』では「司法が国民から信頼されていない」「法曹の数が足りていない」といった問題が指摘されている。国民から信用されていないというのは、わかりづらいということや利用しづらいということ、裁判に時間がかかるといった認識をされているということである。また、法曹の数が足りていない弊害については、「少数の裁判官で、多すぎる事件を処理しているから、裁判現場にさまざまな歪みが生じている」という指摘がある。「必要な証人調べや検証をなかなか採用しない」、「証人調べや検証を採用しても極端に時間を制限する」、「強引に和解を押しつけてくる」、「判決が紋切り型である」などの問題事例が挙げられているのである²。法曹の数が足りていないことから生じる不具合については、弁護士がほとんどいない弁護士過疎地域が存在するとの問題もある。また日本では、海外と比較して、人口に占める法曹人口の割合が圧倒的に低いという指摘もある³。

「司法が国民から信頼されていない」という点に関しては、上述した法曹人口の不足からくる問題以外に、市民の司法参加制度⁴を有していないことも挙げられる。先進諸国では、市民による司法の実現として市民の司法参加制度を有しているが、そうした実質的な

参加制度を有しないわが国の司法は「国民とともにあるのではなく、国民から隔絶し、上から裁くだけの司法である」との指摘もなされている⁵。これは、司法と市民との距離が離れている状況の改善を、市民の司法参加に求める主張である。このような問題意識から、司法改革を経て、2009 年に裁判員制度が始まったのである。だが、司法が身近なものとなり得ていない社会状況の下では、たとえ裁判員に指名されても、裁判に加わることに抵抗を感じたり、参加して悲惨な事件写真を見ることで PTSD(心的外傷後ストレス障害)を引き起こしたりするような問題も生じている。信頼される司法、安心感を得られる司法への道は今日でもまだまだ遠いといえるのではないだろうか。

司法をめぐるのは、日本人が裁判や法曹をどう捉えているかが、大きく関わってくると考えられる。訴訟を起こすことにしても、裁判員制度に参加するにしても、人を裁くことや争うこと自体に抵抗を感じる市民は少なくないのではないだろうか。単純に法曹人口を増やし、海外並の比率に引き上げたとしても、それを利用する市民の意識が変わらなければ、司法を利用しようとする行動には至らないと考えられる。市民の司法や法曹に対する認識や意識を変えていくのも、日本の司法にとって取り組むべき課題であろう。

3. 司法改革の変遷

日弁連は 1990 年に「司法改革に関する宣言」を出して以降、率先して司法改革を進めてきた。それは、2001 年の司法制度改革審議会意見書（以下、単に審議会意見書という）という形で内閣に提出された。この一連の司法改革で意識されていたのは、「市民に身近な司法へ」という理念である。以下、1990 年の司法改革に関する宣言から、2001 年の審議会意見書に至るまでにおいて、どのような課題が認識されていたのかを概観する。

(1) 「司法改革に関する宣言」(1990 年)

1990 年に、日弁連が「司法改革に関する宣言」を決議したことで司法改革は大きく進んでいくこととなる。その宣言の中では、「国民主権の下でのあるべき司法、国民に身近な開かれた司法をめざして、わが国の司法を抜本的に改革するときである」との認識の下、「今や司法改革を実現していくための行動こそ、弁護士と弁護士会に求められている」との宣言がなされた⁶。この司法改革宣言に至った背景には、機能不全に陥っている司法の現状に対する深刻な危機感があったとされる⁷。そこでは、司法の現状が国民の期待にできていないという危機感があり、法的紛争が適正迅速に解決されていないこと、社会の高度化、国際化の影響や国民の権利意識の変化から生じる紛争の多様化に十分に対応できていないことが問題視されていた。こういった司法内部の問題について、日弁連は官僚裁判

官制度（キャリアシステム）に一因があると捉えていた。そして、「官僚司法から市民の司法へ」、「キャリアシステムから法曹一元へ」という改革の視点を示した⁸。

官僚裁判官制度とは、司法試験に合格して司法修習を終えると、他の法律専門職に就くことなく、そのまま任官して10年を経過した判事補のみを判事の給源とするような、人事の流れの実態を指す。あわせて日本では、裁判官の異動や昇進を司る人事行政が独立して存在するが、法曹一元制度をとる海外諸国では、裁判官は1つのポストへの任命となり、そのポストに就いている限り、異動はなく、給与は定額で定められているといった違いがある。

2003年に刊行された『さらに身近で信頼される司法をめざして 2003（平成15）年度法友会政策要綱』においては、日本のキャリアシステムの弊害として、「純粹培養」され統制されている裁判官、事件処理に追われた結果の効率重視の裁判、「有罪推定」の刑事裁判、「門前払い」の行政訴訟、意見立法審査権の行使に消極的等が挙げられている。また、裁判官の独立を確保し、国民の納得する質の高い裁判を実現するためには、人権感覚を身につけ、司法の救済を求める人々とともに裁かれる立場から幅広い経験を積んできた弁護士等から裁判官を採用する必要があることが指摘されている⁹。

以上の指摘を受けて「キャリアシステムから法曹一元へ」と目指される法曹一元制度とは、「弁護士を中心とする職務経験豊かな法律家から裁判官（判事）を選任する」裁判官任用制度のことであるといえる¹⁰。そして、法曹一元制度の実現のための具体的な要求としては、（1）社会的経験のないキャリア裁判官による司法独占を廃し、弁護士等の経験を必須とすること、（2）キャリアシステムを制度的に保障する判事補制度を廃止することを中軸とすることが、日弁連において意識されていた¹¹。

（2）「司法改革に関する宣言」（その2、1991年）（その3、1994年）

1991年には「司法改革に関する宣言（その2）」が出される。

ここでは、法曹養成制度等改革協議会を発足して司法試験制度と法曹養成制度の改革への活動を開始したことが挙げられている。司法改革を進めていく上でも、弁護士と弁護士会のあり方の見直しについても触れており、「弁護士および弁護士会のあり方について真摯に検討を加え、日常活動を通じて国民の要求にみずから積極的に応える姿勢を示さなければならない」としている。そのための具体的実践として、刑事弁護活動における「当番弁護士制度」を挙げている¹²。市民の要求にみずから積極的に応え、市民に寄り添う弁護士のあり方が意識されているのである。

1994年には、司法改革に関する宣言（その3）が決議される。この宣言では、司法改革の本来の担い手が市民であることを強調している。これまで国民と表記されていたのが、市民との表記に変わっていることも特徴的である。「市民と連帯し、市民とともに司法改革を実現していかなければならない」とし、司法改革の具体的な内容については、「市民に十分に理解されているとは言えないのが現状である」としている。そして市民にとって

の司法のために、法曹一元の実現として「裁判官や検察官は市民の生活に直接触れて来た弁護士から採用していく制度を確立していくこと」と具体的に挙げている。弁護士として、裁判傍聴運動、裁判劇の上演、法律センターの拡充、市民の人権擁護のための当番弁護士や各種 110 番活動などの実践によって、市民の理解を得ていくことの必要性も指摘されている。

(3) 「司法改革ビジョン-市民に身近で信頼される司法をめざして」(1998 年)

市民に司法改革のビジョンについての意見を求め、司法改革への取り組みへの参加を呼びかけ、日弁連は 1998 年に「司法改革ビジョン-市民に身近で信頼される司法をめざして」を発表した¹³。この総論の中で、市場原理と自己責任を基調とする社会の中で、人びとの生活と権利を守っていくために、法律実務家や司法が砦として必要であると述べている。社会の変化の中での司法の役割と必要性は、個人の尊厳と人権を守ることにあるということが強調されている。そこで、弁護士・弁護士会の役割と責務としても、「司法が信頼されるためには、弁護士が市民にさらに身近な存在となることが必要」であると触れている。また、「弁護士・弁護士会の改革のために」として、次の 8 点を挙げている。

(1) 綱紀・懲戒の適正な運用と弁護士倫理の徹底、市民窓口の設置、拡充、(2) 弁護士の公益的活動の促進、(3) 法律相談センターの展開と弁護士偏在問題への取り組み、(4) 当番弁護士への取り組みの充実など、(5) 法律事務所の組織力の強化、(6) 隣接業種との協働、(7) 研修体制の充実、

(8) 開かれた弁護士・弁護士会への方策である。市民がアクセスしやすいように、また人権を守る身近な存在となれるように、市民との接点を意識した具体的な内容となっている。司法が社会のために機能するよう、公害、薬害、消費者問題や高齢者・障害者問題に対する公益的活動を行うことや弁護士過疎地域に対する取り組みなど、社会的弱者をいかに救えるかという視点が含まれている。

こうした日弁連の取り組みは、2001 年の審議会意見書へとつながっていく。これは、司法制度改革審議会が内閣に提出したもので、市民に身近な司法、市民に身近な法曹をめざす取り組みの集大成といえるものである。これは、民事司法制度の改革、刑事司法制度の改革、行政に対する司法のチェック機能の強化、労働関係事件への対応強化、司法へのアクセスの拡充、法曹人口の拡大、法曹養成制度の改革、弁護士制度の改革、裁判官・検察官制度の改革、国民の裁判への参加制度の導入など幅広い分野に及ぶ¹⁴。法曹のあり方については、Ⅲ 司法制度を支える法曹のあり方として、法曹人口の拡大、法曹養成制度の改革、弁護士制度の改革、検察官制度の改革、裁判官制度の改革、法曹等の相互交流の在り方の観点から詳述している。次節以降では、この審議会意見書の内容をもとに、法曹のあり方と法曹養成制度をどのように変えようとしていたのかを整理する。

4. 求められていた法曹像

これまでの弁護士に対する市民の批判としては、敷居が高い、身近にいない、費用予測ができない、専門分野がわからない等というものが主であった。これらは、弁護士（法曹）人口が少なく抑えられていたこと、広告が制限されていたこと、法律事務所の法人化が認められなかったこと、報酬規定の開示・広報が不十分であったことなどが要因と考えられている¹⁵。

しかし、これからは法治社会の進展といわれるまでもなく、国民が自立して社会、経済を運営していかなければいけない時代が来るとされている。そこでは、そのサポーターとしての弁護士の役割の重要性が増してくるため、市民に身近で、親しまれ、開かれた弁護士が求められる。また、いつでも、どこでも、どんな問題でも、国民の、市民の要求に役に立つパワフルな弁護士が求められるのであり、それを意識して司法改革が検討されてきた¹⁶。

審議会意見書の中では、21 世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる」としている。

法曹人口の拡大とともに、質的に多様化することも求められていた。法曹の役割は、「国民の社会生活上の医師」とであると位置づけられた。それは、経済・金融の国際化の進展、地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争が増加しているという社会背景があり、より専門的な役割が広く求められるようになってきたからである。弁護士の役割については、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命に基づき、「法廷の内と外とを問わず、国民にとって『頼もしい権利の護り手』であるとともに『信頼しうる正義の担い手』として、高い質の法的サービスを提供することにある」と宣している。これは、「旧来の伝統的弁護士象である法廷活動中心の姿から脱皮し、広く社会のあらゆる分野で国民の権利を擁護し、社会正義を実現すべき積極的な活動を展開する 21 世紀の弁護士像を明示したものであり、プロフェッションとしての公共的責務を果たすべきこれからの弁護士のあり方を明らかにしたものでもある」との指摘もある¹⁷。国民から依頼されるのを待つだけでなく、弁護士自ら積極的に市民の権利を擁護する活動を行う存在となることが求められている。それは、規制緩和や社会の変化において、市民の生活や権利が脅かされる恐れがあり、事前規制ではなく事後規制社会へと変化していく中での弁護士のあり方を問い直すものであったと考えられる。

裁判官制度の改革としては、判事の給源の多様化が挙げられている。「多様で豊かな知識、経験等を備えた判事を確保するため、原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すべきである」とするものである。これは、官僚裁判官制度への問題視が反映されたものになった

ていると考えられる。純粋培養の裁判官ではなく、市民との接触や多様な経験を経た者が裁判官となることが求められるというものである。法廷で裁くプロとして存在していた裁判官の姿を問い直すものである。これは、市民の司法参加からも言えることである。裁判の場に、市民が加わることによって、市民感覚を反映させようというものである。これまでの司法や法曹に、市民感覚が欠如していたのではないかという考えも背景にあると考えられるが、プロフェッショナルとしての裁判官の判決と、市民の判決のどちらが優れているか、どちらが正しいのかは、非常に難しい問題を含んでいる。法に基づく客観的で公正な視点とともに、市民感覚も求められてきているということである。法曹の中でも、もっとも市民から離れたところにいるのが裁判官であるとの問題意識が日弁連にはあり、法曹一元制度として弁護士の経験を有する者を裁判官へ任命するなどの流れが求められたと考えられる。専門職としての法曹は、これまで司法の世界の中に閉じていた部分があり、その地位を約束されていた部分があったかもしれないが、21 世紀の法曹としては、弁護士も裁判官も、そして検察官も市民に信頼される、より身近な存在となることが求められているといえる。それは、専門分野の中に安住するのではなく、自ら専門領域とその外の世界との橋渡しをしていき、市民の権利の擁護といった社会の問題に関わっていける存在となることが求められているということである。

5. 求められていた法曹養成制度

21 世紀の司法を担う法曹養成のあり方についても、司法改革の中で議論がされてきた。審議会意見書においては、「司法試験という「点」のみによる選抜プロセスではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきである」としている。そして、「その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである」とした。

これまでの大学における法学教育が、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、大学院では研究者の養成を主たる目的としており、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとはいえなかったという反省が背景にある。また、司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する「ダブルスクール」や「大学離れ」という状況への懸念もあった。

そのような問題意識に基づく法科大学院は、「司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関」と位置づけられた。実務との融合が意識され、実社会との交流が広く行われるように配慮されるよう制度設計が求められていた。また、21 世紀の法曹には、多様性が求められるため、他の学問分野を学んだものを幅広く受け入れることが望まれた。

そして、教育内容、方法等の特徴は、少人数教育、双方向的・多方向的な授業とし、その課程を修了した者のうち相当程度の者が新司法試験に合格できるようなものが求められた。

「プロセス」としての法曹養成においては、司法試験と司法修習も見直しの対象となった。司法試験の基本的性格は、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきであるというものであるとされた。そして、司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置づけつつ修習内容を適切に工夫して実施すべきであるとされた。

ここまでみてきたように、法曹養成については、21世紀の多様な法曹を養成するために間口を広げ、また、これまで実務教育がなされてこなかったという反省から実務との融合が強く意識されていた。司法試験という「点」のみの法曹養成ではなく、法科大学院、司法試験、司法修習をあわせた「プロセス」としての法曹養成が求められたのも、市民に身近な法曹養成を目指していたためであると考えられる。単に司法試験の成績がよいだけではなく、他者との関わりや社会との関わり、実務との関わりができる法曹養成を求めていることであつたと考えられる。

6. おわりに

1990年の司法改革に関する宣言から2001年の審議会意見書まで、司法改革がどのような理念の元で行われてきたかを整理し、市民に開かれた司法を担う法曹のあり方、法曹養成制度がどのようなものとして位置づけられていたのかを明らかにしてきた。司法改革においては、司法が市民との距離が離れてしまっているという問題意識の元に行われてきており、本来であれば市民が担い手であるはずの司法改革を弁護士や弁護士会が自主改革として中心となつて行ってきたという経緯がある。それは、法曹のあり方を自分たちで見直すとともに、市民にも司法との関わりを見直すことを呼びかけるものであつた。ここでは、専門職としての法曹は、市民に信頼される存在となるべく、多様な経験や公益活動などにも力を入れることが求められていた。官僚裁判官制度への批判に顕著に見られるが、司法の世界の中で純粋培養された存在ではなく、市民にわかりやすく、市民の感覚を取り入れた存在となるということである。また、社会の変化につれて、より複雑化する問題を解決し、依頼が来るのを待つだけではなく、市民の人権を守るために積極的に働きかける弁護士が求められている。法曹養成制度が点からプロセスへと意識して変化してきたことは、評価できることであると考えられる。単なる司法試験の一発勝負という知識偏重や学問よりの教育ではなく、実務面を意識して技術や態度の育成を重視する方向へと養成制度が変わってきたといえるためである。これは、多様な経験を得て、市民に寄り添う法曹のあり方を目指すものにもつながっているものである。司法試験の受験勉強だけ行い、専門的知識を

得ただけでは法曹として十分ではなく、法曹になる前の段階から多様な学問を学んできた者に触れたり、実務家に触れたりすることが必要だと考えるためである。

2004 年に法科大学院が開校し、2009 年には裁判員制度も開始され、すでに運用されて数年が経過している。実際に運用が開始されて、法曹のあり方、法曹養成のあり方はどのように変化してきているのか、改革の効果はあったのかについては、改めて整理する必要があると考える。司法の役割がますます重要になってきている社会において、専門職としての法曹のあり方、法曹養成のあり方については、改革の理念だけではなく、その実態と実践も丁寧に検証する必要がある。また、市民の司法参加を促すにあたって、その司法教育や広報は社会の中で十分に行われているのかは、社会教育、生涯教育が真摯に向き合うべき課題であるとする。本稿では、法改正前の司法改革の理念として目指していたものを整理してきたが、司法改革後の現状や実践について明らかにすることは今後の課題である。

《参考文献・資料》

日弁連法務研究財団編『法科大学院における教育方法』商事法務、2003

日弁連司法改革実現本部『司法改革－市民のための司法をめざして』日本評論社、2005

小坂井敏晶『人が人を裁くということ』岩波書店、2011

須網隆夫『こうなる法科大学院-ロースクール』学陽書房、2003

東京弁護士会法友会『さらに身近で信頼される司法をめざして 2003 (平成 15) 年度法友会政策要綱』現代人文社、2003

東京弁護士会法友会『新しい司法へ－これまでの奇跡を共有し、次のステージへ 2011 (平成 23) 年度法友会政策要綱』現代人文社、2011

¹ 法曹とは、弁護士、裁判官、検察官の実務法律家の総称である。

² 日弁連司法改革実現本部『司法改革－市民のための司法をめざして』日本評論社、2005、p. 15。

³ 1964 年から 40 年間に日本の弁護士人口は 3 倍に増えたが、それでも人口に占める比率を比較すると、アメリカの約 26 分の 1、イギリスの約 12 分の 1、ドイツの約 8 分の 1、フランスの約 4 分の 1 にすぎないという。前掲書、p. 15。

⁴ 市民の司法参加制度には、陪審制と参審制がある。陪審制とは、市民から選ばれた陪審員が裁判官から独立して、事実の判断とそれに基づく有罪・無罪を決定する制度である。参審制とは、市民から選ばれた参審員が職業裁判官と合議して裁判を行う制度である。参審員は基本的に裁判官と同等の権利を有し、罪責と量刑を判断する。陪審制をとる主な国は、アメリカ、イギリス等であり、参審制をとる主な国は、フランス、イタリア、ドイツ等である。

⁵ 前掲書、p. 21。

⁶ 前掲書、p. 4。

⁷ 東京弁護士法友会『さらに身近で信頼される司法をめざして 2003（平成 15）年度法友会政策要綱』現代人文社、2003、p. 5。

⁸ 日弁連司法改革実現本部、前掲書、p. 110。

⁹ 東京弁護士法友会、前掲書、p. 19。

¹⁰ 同上。

¹¹ 日弁連司法改革実現本部、前掲書、p. 112。

¹² 当番弁護士制度とは、弁護士が 1 回無料で逮捕された人に面会に行き、今後の手続きや保護されている権利について説明する制度である。日本弁護士連合会の HP 参照。

http://www.nichibenren.or.jp/contact/on-duty_lawyer.html、2014 年 1 月 20 日最終参照。

¹³ 前掲書、p. 22。

¹⁴ 前掲書、p. 4。

¹⁵ 前掲書、p. 85。

¹⁶ 前掲書、p. 38。

¹⁷ 前掲書、p. 86。